

広報誌「広報えにわ」発行形態の見直しについて

市の広報誌「広報えにわ」は、行政から市民への唯一の直接的（紙媒体での）情報伝達手段であり、市では町内会・自治会に対し、町内に居住する全世帯への配布をお願いしていますが、同時配布物の増加や配布担当者の高齢化により、すでに配布業務の返上や限界などの申し入れがあった一部の町内会においては、代替受託者が個別配布を行っている状況です。

今後、ますます広報誌の発行に係る市民負担の増大が予想されることから、市では、現在の広報業務や今後のあり方について見直しを行いました。

見直しにあたっては「行政情報を伝える」という広報誌の第一の目的に加え、「意識・啓発する」「課題を共有する」という効果を一層高めるため、情報量の確保、内容の充実、さらには市民負担を考慮し、限られた条件の中でより充実した広報誌の発行に向け取り組むこととします。

〔 28年度からの見直し内容〕

1. 編集方針・体制の確立

限られたページ数（1部20～24ページ）で、より内容の充実した広報誌を発行するため、編集方針・体制を確立します。

2. 同時配布物の廃止・縮小、広報誌ページ数の抑制

広報誌の配布における「仕分け作業の簡素化」と「配布重量の軽減」を図るため、広報誌との同時配布物を精査し、広報掲載への代替などによる同時配布の廃止（縮小）を進めるとともに、広報誌のページ数を抑制します。また、同時配布物及び広報誌での掲載内容は、必要最小限の行政情報とします。

1) 同時配布物の見直し・縮小

「同時配布の必要性」「他の配布方法（民間情報誌の活用など）」について協議・精査のうえ、提供情報を「暮らしのお知らせ」「市民くらしのカレンダー」への掲載に代えるなどし、28年度から同時配布物を減らします。

同時配布を継続…議会だより、健康カレンダー、市民憲章だより、除雪、
確定申告、ごみ収集カレンダー

同時配布を縮小（回数減）…もっと！もっと！リサイクル！

※ 28年度から同時配布を廃止…市民講座、合同企業就職説明会、臨時福祉
給付金、民生委員、社協だより

2) 広報掲載内容の精査

行政情報をお知らせする「暮らしのお知らせ」への掲載を必要最小限の内容とすることにより、ページ数を抑制します。

3) 「タウン情報」の移管（広報誌掲載の廃止）

市民活動センターの事業周知と利用促進、市民活動団体の活動の推進を図るため、現在、広報誌に掲載している「タウン情報」を企画・広報課から、市民活動センターを所管する市民活動推進課へ業務を移管し、市民活動センターの情報、市民活動団体などにおける自主的活動や会員募集などを掲載した「市民活動センター情報」として、広報誌とは別の方法により発信します。

〔発行内容〕 民間のフリーペーパーに掲載（月1回、平成28年5月分から）

※記事受付・校正の窓口は市民活動推進課

※掲載基準はこれまでの「タウン情報運用規定」と同様

〔事務移管〕 平成28年4月1日より、企画・広報課から市民活動推進課へ事務を移管

※「広報えにわ」への掲載は平成28年4月号で終了し、5月号からは掲載しない

〔配布方法〕 委託

※農村部など情報誌が配布されない地区は当該町内会と協議

3. 新たな配布・情報発信方法の検討

社会情勢の変化に対応した効率的な広報業務全般について、将来に向け検討します。

● 広報誌以外での情報発信手段の充実

広報誌面での情報提供のほか、行政地図を一元化するマップICT化（地方創生先行型）、ホームページの充実、SNSの活用など、新たな方法でも情報発信を充実させます。